



千葉労働局発表
平成23年6月15日

千葉労働局職業安定部
職業安定課長 加藤 重
地方労働市場情報官 香取 正昭
電話 043-221-4083

平成23年度 千葉労働局雇用施策実施方針の策定について

千葉労働局(局長 永山 寛幸)は、平成23年5月31日付け厚生労働省告示第174号、平成23年度雇用施策実施方針の策定に関する指針に基づき、千葉県知事の意見を聞いて、地域における実情に応じた課題とそれに対する施策を盛り込み、千葉労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介事業その他雇用対策に関する、「平成23年度千葉労働局雇用施策実施方針」を策定した。

千葉労働局においては、当該施策と千葉県の講ずる雇用に関する施策とが、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施できるよう努め、地域の雇用情勢の改善に取り組むこととしている。

「平成23年度 千葉労働局雇用施策実施方針」の概要

[雇用施策の重点]

千葉労働局は、地域の視点に立った取組を推進するために千葉県の就業・雇用に係る施策と連携し、以下の雇用施策を重点として取り組む。

- 1 現下の厳しい雇用情勢に応じた対策の実施
- 2 公共職業安定所を拠点とした就労・生活支援対策の推進
- 3 若年者雇用対策の推進
- 4 子育て女性等に対する雇用対策の推進
- 5 いくつになっても働くことが出来るようにする対策
- 6 障害者に対する就労支援の推進
- 7 東日本大震災の被災者等に対する雇用施策の実施
- 8 その他の雇用対策の推進

[千葉県、市町村と連携した雇用対策の実施]

- 1 千葉県と連携した雇用対策の推進
- 2 労働分野における国と地方自治体との連携窓口
- 3 地方自治体と一体となった雇用対策の推進
- 4 地方自治体等の雇用関連情報の提供
- 5 地方自治体等と連携した積極的な広報活動

[雇用施策に関する数値目標]

- 1 職業安定行政における数値目標
- 2 千葉県と連携して取り組む事業等の数値目標

平成 23 年度

千葉労働局雇用施策実施方針

地域の視点に立った取組を推進するために -

千葉労働局

目 次

雇用施策実施方針の策定にあたって	1
千葉県雇用情勢	2
1 最近の雇用情勢	2
2 新規学卒者の雇用状況	3
3 女性の雇用状況	3
4 高齢者の雇用状況	4
5 障害者の雇用状況	4
平成23年度の雇用施策の重点	5
1 現下の厳しい雇用情勢に応じた対策の実施	5
2 公共職業安定所を拠点とした就労・生活支援対策の推進	6
3 若年者雇用対策の推進	7
4 子育て女性等に対する雇用対策の推進	8
5 いくつになっても働くことができるようにする対策	9
6 障害者に対する就労支援の推進	9
7 東日本大震災の被災者等に対する雇用施策の実施	10
8 その他の雇用対策の推進	11
千葉県、市町村と連携した雇用施策の実施	14
1 千葉県と連携した雇用対策の推進	14
2 労働分野における国と地方自治体との連携窓口	17
3 地方自治体と一体となった雇用対策の推進	17
4 地方自治体等の雇用関連情報の提供	17
5 地方自治体等と連携した積極的な広報活動	17
雇用施策に関する数値目標	18
1 職業安定行政における数値目標	18
2 千葉県と連携して取り組む事業等の数値目標	18

雇用施策実施方針の策定にあたって

我が国の経済はリーマンショック後の経済危機を克服し、外需や政策の需要創出・雇用下支え効果により持ち直してきたが、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、昨年夏以降、先行き不透明感が強まり、雇用も依然として厳しい状況となっている。

千葉県内の雇用情勢としては、平成20年の秋以降雇用環境が急激に悪化し、求職者は対前年同月比で増加傾向を続け、21年4月以降は毎月10万人を超える有効求職者（一般、パート計）数となっていたが、昨年の夏以降については減少傾向に転じ、平成23年4月においては10.5万人となるなど落ち着く傾向にある。

求人については、平成19年9月以降減少傾向が継続していたが、平成22年5月以降から増加傾向を取り戻しつつあるものの、有効求人倍率は0.53倍（平成23年4月）と低水準であり、更に東日本大震災の影響も懸念されるなど、依然として厳しいものとなっている。

特に、新規学校卒業者及び未就職卒業者の就職環境は非常に厳しく、地域の関係者が緊密に連携し、地域の総力を挙げて就職支援を行う必要があることから、平成22年9月24日に、千葉県、千葉県教育庁、学校関係者、労働団体、経済団体等を構成員とする「千葉労働局新卒者就職応援本部」を設置するなど、新卒者等の就職支援対策を進めているところである。

こうした状況の中、地方自治体との連携をより緊密にし、地域の様々な実情にあった雇用施策を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、雇用対策法施行規則第13条第1項に基づき、千葉労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介、その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を、千葉県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と千葉県が行う雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されることを目的とし、この方針を定めたものである。

平成23年6月

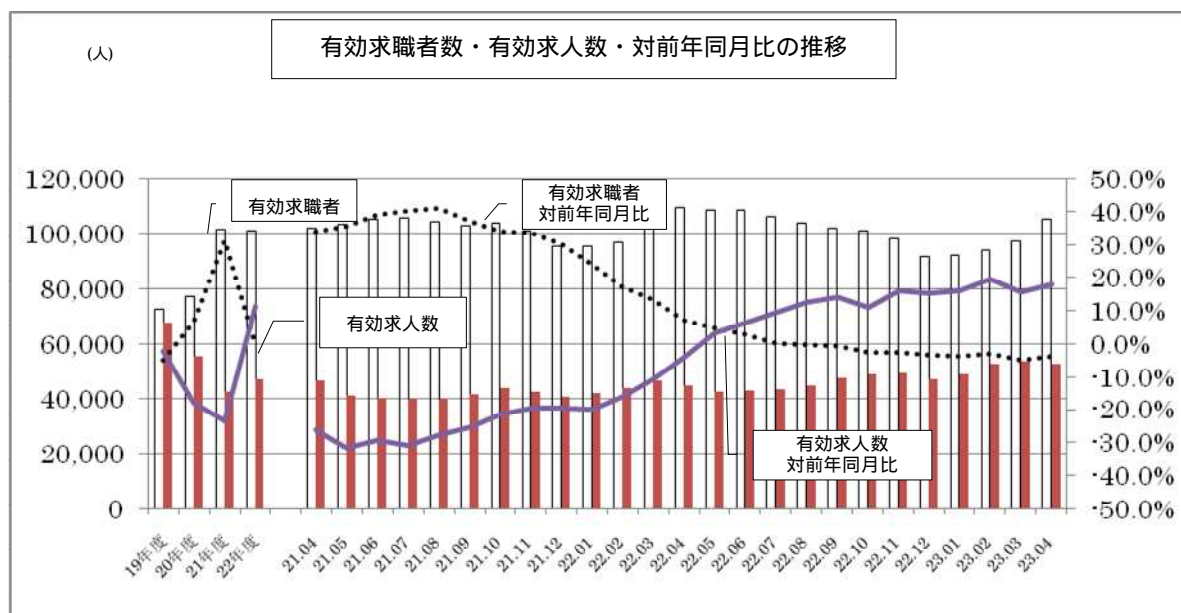
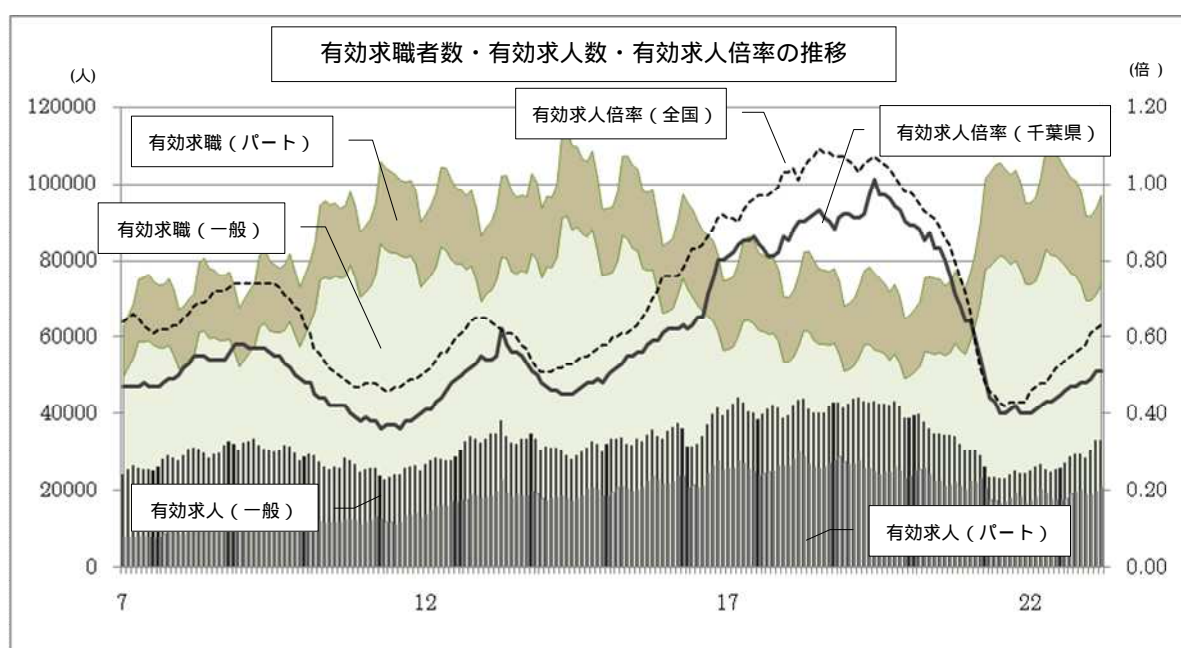
千葉労働局長 永山 寛幸

千葉県雇用情勢

1 最近の雇用情勢

平成20年の9月以降、増加し続けてきた有効求職者数は、平成22年4月には10.9万人にまで拡大したが、平成22年8月以降は減少に転じ、平成23年4月には10.5万人となるなど、落ち着く傾向をみせている。

有効求人数については、平成19年9月以降減少傾向が継続していたが、平成22年5月以降は増加傾向に転じ、平成21年7月に3.9万人にまで落ち込んでいた有効求人数も平成23年4月には5.3万人にまで回復するなど、雇用情勢は回復傾向にあるものの、有効求人倍率は0.53倍(平成23年4月:季節調整値)と低い水準で推移しており、東日本大震災の影響も懸念されるなど、依然として厳しい状況である。

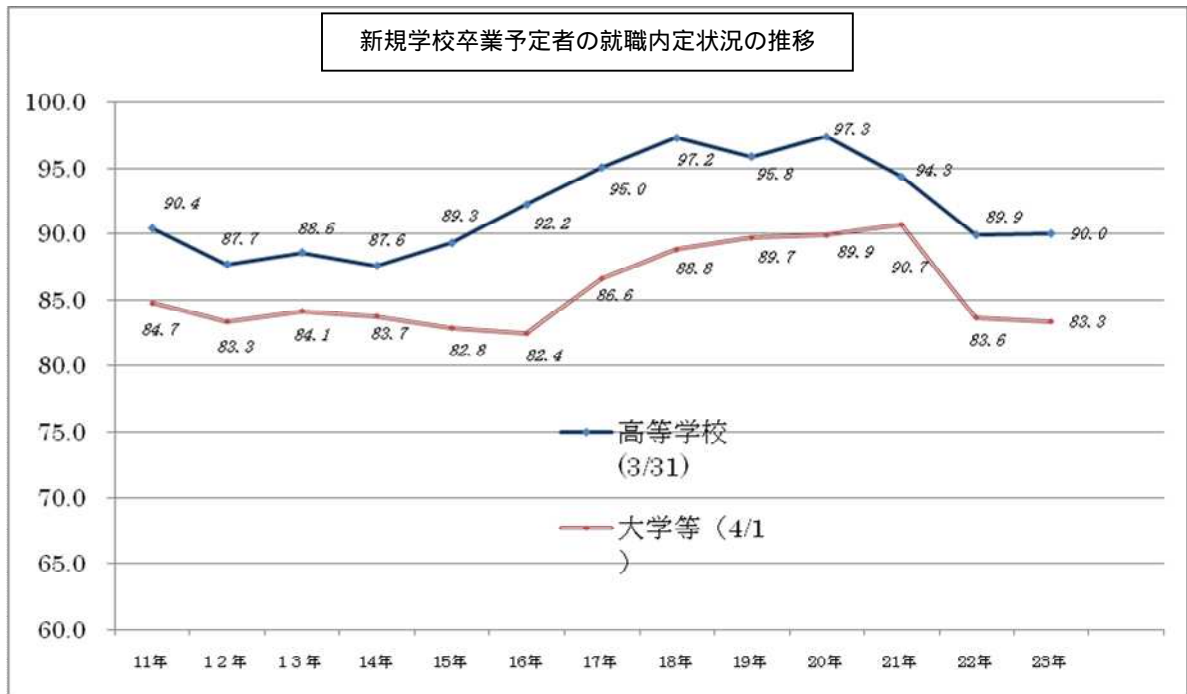


2 新規学卒者の雇用状況

千葉県内の平成23年3月新規学校卒業者の就職内定状況をみると、高等学校卒業予定者は90.0%（平成23年3月末現在）と、対前年同期比で0.1ポイント増加している。

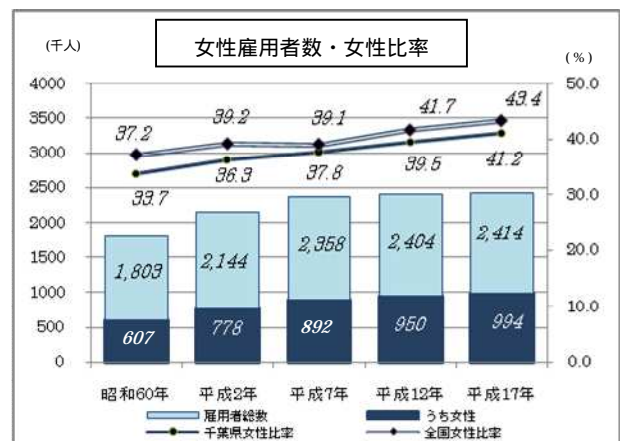
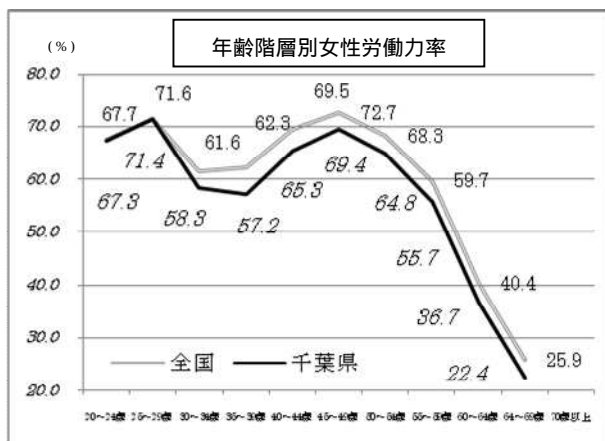
大学等卒業予定者等の就職内定率は83.3%（平成23年4月1日現在）と前年同期比で0.3ポイント低下しており、非常に厳しい状況である。

全国の完全失業率を年齢別に原数値でみると15～24歳が10.6%、25～34歳が5.9%（平成23年3月現在）と、極めて高い水準である。



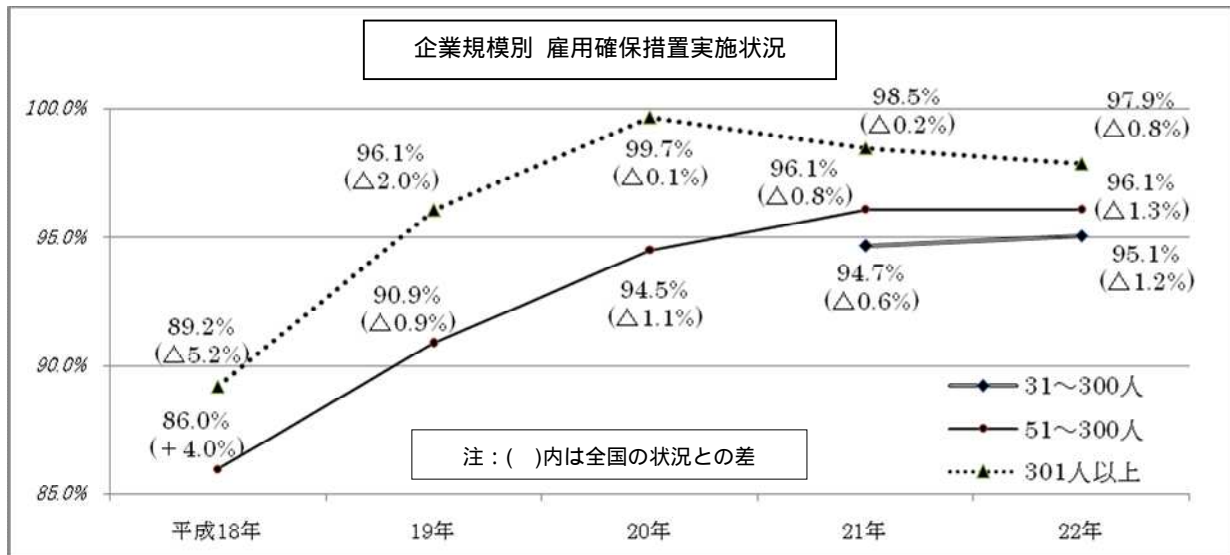
3 女性の雇用状況

県内の女性雇用者数は、104万5,700人（平成19年就業構造基本調査）と、5年前に比べ11万5,100人増加し、雇用者全体の41.7%を占め、うち短時間労働者は41万3,700人で、女性雇用者の39.6%を占めており、全国平均（38.6%）より高くなっている。また、労働力率を年齢階級別にみると、M字型カーブの底である35～39歳層の労働力率は57.2%で全国平均（62.3%）を大きく下回っている。（平成17年国勢調査）



4 高齢者の雇用状況

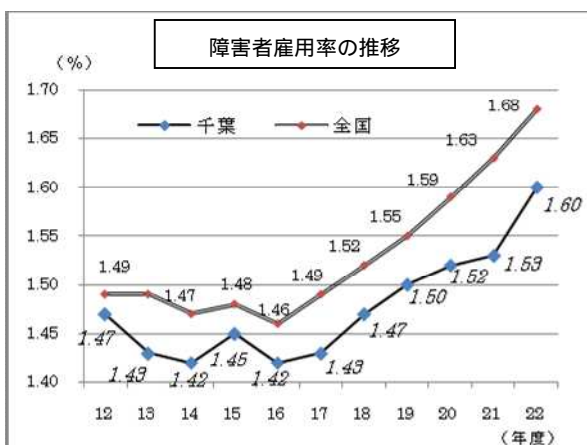
高齢者の雇用状況（平成22年6月1日現在）をみると、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく64歳以上の高齢者雇用確保措置を導入している企業（31人以上規模）は95.4%、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は50.9%、70歳まで働ける企業の割合は22.6%となっている。



5 障害者の雇用状況

障害者の雇用状況（平成22年6月1日現在）については、民間企業の実雇用率が1.60%と前年を0.07ポイント上回り、達成企業割合（49.4%）が同1.2ポイント上回った。また、平成23年3月末現在、障害者の職業紹介状況は、新規求職者が前年同期比3.9%、就職件数が同18.2%増加となっている。

なお、県内の障害者手帳所持者（平成22年3月末現在）は、身体障害者が166,454人（対前年同月比2.2%増）、知的障害者が29,732人（同4.8%増）、精神障害者が20,702人（同11.3%増）となっている。



平成 23 年度の雇用施策の重点

1 現下の厳しい雇用情勢に応じた対策の実施

依然として厳しい雇用情勢下において、喫緊の課題である新卒者等に対する支援強化、雇用の下支え、雇用の創出に努める必要がある。

(1) 新卒者等の支援の強化

地域の実情を踏まえた効果的な就職支援のため、千葉県、千葉県教育庁、学校関係者、県内の労働団体、経済団体を構成員とする「千葉労働局新卒者就職応援本部」を活用し、地域関係者が緊密に連携し、地域の総力をあげた就職支援の実現を図る。

新卒応援ハローワーク並びに公共職業安定所においては、学卒ジョブサポーターを活用し、新卒者・既卒者に対するきめ細かな支援を行うとともに、高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチングを進めるとともに、新卒者等の求人確保に重点的に取り組む。

(2) 雇用調整助成金等による雇用の下支え

雇用調整助成金等の要件緩和を積極的に周知するなど、効果的な運用を図り、東日本大震災の影響等により生産量等の回復が遅れている事業所等に対し、雇用を維持するための支援に取り組む。

(3) 雇用創造・人材育成

重点分野雇用創造事業の拡充

介護、医療、農林水産、観光、環境・エネルギー、地域社会雇用及びこれらを支える教育・研究などの成長分野として期待されている事業における雇用機会の創出及び人材育成を推進するため、千葉県と連携し、労働市場に関する情報の提供、全国的な取組事例の紹介や必要な助言を行い、市町村における積極的な事業計画の立案を促すとともに、公共職業安定所に提出された求人の円滑な充足を図り、地域の実情に応じた雇用機会の創出を推進する。

緊急人材育成支援事業の延長等

雇用保険を受給できない者に対する、無料の職業訓練及び職業訓練期間中の生活給付を行う緊急人材育成支援事業が、求職者支援制度の制度化までの間延長される。

当該職業訓練修了後の早期再就職の実現のため、就職支援体制を強化し、担当者制によるマンツーマン支援の実施等、積極的な就職支援に努める。

成長分野等人材育成支援事業の実施

健康、環境分野及び関連するものづくり分野の生産性向上を図るため、期間の定めのない労働者の雇入れや異分野からの配置転換を行った事業主が職場以外で実施する職業訓練に対する助成制度について、あらゆる機会を通じて周知することを徹底し、事業の活用を促進する。

2 公共職業安定所を拠点とした就労・生活支援対策の推進

(1) 求職者支援制度の創設と積極的就労・生活支援対策

非正規労働者や長期失業者が増大する中で、求職者に対するセーフティーネットの強化のための「求職者支援制度」が創設されることから、緊急人材育成支援事業からの移行に向け、求職者等に対する周知・広報の取組を徹底するとともに、公共職業安定所において、職業訓練修了後の就職の実現に向けて、担当者制によるきめ細かな支援を行う。

(2) 民間を活用した求職活動の促進

就職に対する準備不足等から、求職者支援制度の職業訓練の受講によりただちに効果が得にくいと考えられる求職者について、意欲・能力の向上のための個別カウンセリング、生活指導等や職業紹介を実施し、求職者支援制度への円滑な移行や就職促進を図る事業を民間に委託して実施する。

(3) 地方自治体と公共職業安定所の協定に基づく就労・生活支援

生活保護や住宅手当の受給者等の就労による自立を促進するため、福祉施策を担う地方自治体と雇用施策を担う公共職業安定所が、支援の対象者数、役割分担、事業目標等を盛り込んだ協定を締結し相互に緊密な連携を図りつつ、チーム支援を中心とした就労支援に積極的に取り組む。

(4) パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施

野田市が求職者総合支援センターの枠組みを準用し、生活及び就労に関する個別的就労支援かつ継続的な相談支援事業を実施するにあたり、野田所に就職支援ナビゲーターを配置し、野田市のパーソナル・サポーターと連携のうえ、支援対象者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。

また、千葉県との連携の下、事業の円滑な推進に取り組む。

(5) メンタルヘルス相談、多重債務相談機能等の強化

非正規労働者については、就職支援と同時に様々な生活支援を必要とする者も多いことから、柏キャリアアップハローワーク並びに千葉所及び船橋所のキャリアアップコーナーにおいて、臨床心理士や弁護士による巡回相談を実施する。

(6) 生活福祉・就労支援協議会によるワンストップ・サービスの推進

生活や住居に困窮する者が第二のセーフティーネット支援施策及び生活保護等関連支援施策を円滑かつ的確に利用できるよう、地方自治体をはじめとする福祉部門の関係機関と雇用部門の各機関とで構成する生活福祉・就労支援協議会を活用し、施策の一層の周知・広報を行うとともに、住居・生活支援アドバイザーによる適切な施策案内・関係機関への誘導、相談会の機動的な開催等により、年間を通じたワンストップ・サービスの充実を図る。

(7) 介護・福祉、医療分野における雇用創出

千葉所、松戸所、成田所に設置する「福祉人材コーナー」において、関係機関との連携による就職面接会等の取組を強化するとともに、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人充足に向けての助言・指導、潜在有資格者の掘り起こし等を実施する。

その他の公共職業安定所においても、福祉分野の就業経験者や潜在有資格者を含め、求職者への支援を積極的に行う。

また、関係機関と緊密に連携し、介護従事者の処遇改善の取組を支援する。

(8) 公共職業安定所における年金相談のための支援

公共職業安定所において、利用者の利便性を向上させるため、雇用保険と年金等に関する相談を、年金事務所と連携しワンストップで対応する取組を実施する。

3 若年者雇用対策の推進

厳しい就職環境にある新卒者・既卒者の就職支援を強化するとともに、公共職業安定所におけるフリーター等に対する正規雇用の実現に向けた支援等を推進することにより、我が国の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、包括的な支援を行う必要がある。

(1) 新規学卒者、未就職卒業者の就職支援

新卒者等の支援の強化

新卒者・既卒者に対するきめ細かな支援を行うとともに、高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチングを進める。また、保護者等も含めた在学中早期からの働く意義や職業生活についての講習や地元企業を活用した高校内企業説明会の開催、関係者への積極的な情報発信を実施し、特に新卒者等の求人確保を重点的に取り組む。

未就職卒業者の早期就職支援

卒業後3年以内の既卒者の就職を促進するために、「青少年の雇用機会の確保等に関して事業者が適切に対処するための指針」の周知に努める。また、卒業後3年以内の既卒者を採用する事業主に奨励金を支給する「新卒者就職実現プロジェクト」の活用を図るとともに、「まつど新卒応援ハローワーク」の新設・「新卒応援ハローワーク」の一層の活用促進を図り、新卒者・既卒者の就職を支援する。

(2) フリーター等の正規雇用化の推進

フリーター等正規雇用化支援事業

就職支援ナビゲーターによる担当者制の個別支援を徹底し、若年者等試行雇用制度（トライアル雇用）や、若年者等正規雇用化特別奨励金の拡充措置を効果的に活用し、フリーター等の正規雇用化に向けた一層の取組の推進を図る。

若者への職業能力開発機会の提供

フリーター等の正社員経験の少ない若者に対し、ジョブ・カード制度による職業能力開発機会を提供し、正社員への移行を促進する。

(3) ジョブカフェ等におけるきめ細かな就職支援の実施

若年者に対する幅広い就職支援メニューをワンストップで提供するために、千葉県が設置する若年者に対するワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェちば）における取組について、千葉県を始め、経済団体等関係機関との連携の下、企業説明会や各種セミナーの開催等を行う若年者地域連携事業を引き続き実施する。また、併設して設置している「ハローワークふなばしヤングコーナー」、「ふなばし新卒応援ハローワーク」において、ジョブカフェちばとの密接な連携のもと、職業相談・職業紹介を積極的・効果的に実施する。

(4) ニート等の若年者の職業的自立支援の強化

ニート等の若者に対する地域の支援拠点である「地域若者サポートステーション」については、千葉県事業である「ちば地域若者サポートステーション事業」と一体的に実施するとともに、公共職業安定所による事業内容の周知・普及、利用者に対する職業相談・職業紹介を行う等により、就労希望者の効果的な支援を図る。

4 子育て女性等に対する雇用対策の推進

急速な少子化の進行により、人口は減少局面に入っており、女性労働力の活用は一層重要となっている。働く意欲と環境が整った子育て女性等が、仕事と生活の調和の取れた働き方を実現するとともに、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸張・発揮できる環境を整備することが必要である。

(1) マザーズハローワーク事業の充実

マザーズハローワーク千葉並びに木更津所、松戸所、船橋所及び千葉南所のマザーズコーナーにおいて、求職活動の準備が整い、就職希望を有する子育て女性等に対し、子供連れで求職活動しやすい環境を整備するとともに、仕事と子育ての両立支援やテレワーク等に取り組む企業の情報、保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供等を行う。また、平成23年度において、市川所にマザーズコーナーを設置し、支援拠点を拡充し、就職支援を拡充する。

これらの支援拠点においては、個々の求職者の状況やニーズに応じた就職実現プランを策定し、担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介、ニーズに応じた求人開拓を実施する。

(2) 千葉県、関係機関・団体との連携による支援の強化

千葉県、千葉市及び県内の経済団体等の関係機関による「ちば子育て女性の就職支援協議会」を開催し、総合的な再就職支援の強化に努める。

また、千葉県が実施している「千葉県求職者総合支援センター」における子育て女性に対する支援事業とマザーズハローワークちばとの連携により、再チャレンジに対する様々な不安や疑問等の解消、求人情報の提供、職業相談を実施するなど、支援を強化し、再就職を促進する。

5 いくつになっても働くことが出来るようにする対策

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく高年齢者確保措置の着実な実施等により、65歳までの雇用確保を図るとともに、65歳を超えても働ける制度導入の促進、再就職の支援、さらには、多様な就業機会の確保に向けた取組を進める必要がある。

(1) 希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく高年齢者確保措置が着実に実施されるように的確に助言・指導を実施する。また、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入のための啓発指導を実施するとともに、70歳まで働ける制度等の一層の浸透を図るために「70歳まで働ける企業」創出事業を実施する。

(2) 高年齢者等の再就職の援助・促進

募集・採用に係る年齢制限の禁止に関する取組の推進

年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けて、雇用対策法に定められた募集・採用における年齢制限禁止の義務化について、その着実な施行を図る。

高年齢者等の再就職の促進

高年齢者等に対する、きめ細かな職業相談・職業紹介等を行うほか、中高年齢者トライアル雇用奨励金や特定求職者雇用開発助成金等の助成金制度を積極的に活用し、雇用機会の拡大を図る。また、民間団体に委託して技能講習及び合同面接会等を一体的に実施するシニアワークプログラム地域事業を実施する。

(3) 企業雇用以外の多様な働き方の促進

臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者等の受け皿として、シルバー人材センター事業が十分に機能するよう、シルバー人材センターと地方自治体が共同して企画提案した事業を支援し、就業機会の開拓と会員の増大を図る。

また、高年齢者等の技術、技能、資格、職業経験等を登録し、地域の企業、団体、コミュニティ等と高年齢者等のニーズとマッチングさせる仕組みを構築する。

6 障害者に対する就労支援の推進

障害者に対する就労支援を推進していくためには、法定雇用率の達成指導を厳正に実施するとともに、福祉・教育施策や職業能力開発施策等と連携し、地域における就労支援体制の強化を図る必要がある。

(1) 雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等

雇用率達成指導の厳正な実施

法定雇用率未達成の企業に対しては、指導基準に基づいた厳正な指導を行い、地域における実雇用率の向上、未達成企業割合の低減を図る。

率先して障害者雇用を進めるべき立場である公的機関については、速やかな法定雇用率の達成を図るため、徹底した指導を行う。

地域の関係機関と連携した就労支援の強化

千葉県及び市町村が策定した障害者計画及び障害福祉計画も踏まえながら、地域

関係機関のネットワークを活用した就労支援力の強化を図る。

また、障害者就業・生活支援センターについては、千葉県との連携・協力の下、県下16障害保健福祉圏域への設置を目指すとともに、地域における就業・生活両面にわたる一体的な支援を実施する連携拠点として機能するよう必要な助言・指導を行う。

(2) 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

精神障害者の総合的な雇用支援の実施

精神障害者については、障害特性に応じ、きめ細やかな支援を実施するとともに、企業に対する意識啓発等を強化する。

また、医療機関等と連携したジョブガイダンス事業を実施するとともに、精神障害者等ステップアップ雇用奨励金や精神障害者雇用安定奨励金を効果的に活用し、精神障害の特性に応じた雇用及び職場定着の促進を図る。

発達障害者等に対する雇用支援の実施

発達障害者については、千葉県発達障害者支援センター等と連携して、発達障害に対する理解をより一層促進するとともに、発達障害者雇用開発助成金、職場適応援助者（ジョブコーチ）、発達障害者専門指導監の活用により、雇用の促進を図る。

難治性疾患患者については、難病相談・支援センター等と連携して、難病に対する理解をより一層促進するとともに、難治性疾患患者雇用開発助成金等の活用により、雇用の促進を図る。

(3) 障害者の職業能力開発支援の強化

障害者職業能力開発校における訓練、千葉県立高等技術専門校を活用した訓練及び民間企業等に委託する障害者委託訓練について、積極的かつ効果的な受講あっせんに努めるとともに、求職障害者や事業主に対する制度周知を図る。

また、公共職業安定所は、委託訓練に関する企業の情報等を把握し、訓練実施企業の確保を図る。

7 東日本大震災の被災者等に対する雇用施策の実施

雇用保険の給付や雇用調整助成金等の活用により生活及び雇用の安定を図るとともに、被災者等の意向を十分踏まえた上での被災地以外の地域での就労支援を行うなど「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」により、確実な就労支援・雇用創出に取り組む。

(1) 被災者の新たな就職に向けた支援

被災者と仕事とのマッチング体制の構築

千葉労働局、千葉県及びその他関係機関で構成する「千葉県『日本はひとつ』しごと協議会」による復旧事業の受注企業等の情報収集や取りまとめ、復旧事業求人の公共職業安定所への提出等を地域レベルで合意し、推進する。

避難所等での出張相談と被災者のニーズに対応した求人開拓

公共職業安定所及び千葉県求職者総合支援センター等の関係機関による避難所等におけるきめ細かな出張相談等を実施する。

さらに、求人開拓推進員等により、被災者を積極的に受け入れる社宅付き求人等の開拓を行うとともに、被災地内外の住居や生活に関するきめ細かい情報提供相談等の支援を行う。

広域に就職活動を行う者への支援

広域で求職活動や就職に伴う転居を行う場合に、広域求職活動費や移転費を支給することにより、被災者等の地元以外での就職を支援する。

(2) 被災者の雇用の維持・生活の安定

雇用調整助成金等の拡充

災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主及び当該事業所と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主について、生産量等の確認期間を3か月から1か月に短縮するなどの特例措置を講じる。

さらに、被災地域に所在する事業所の事業主及び当該事業所と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主について、特例の支給対象期間(1年間)に開始した休業については、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日間の受給を可能にするとともに、被保険者期間6か月未満の者を引き続き当該助成金の対象とする更なる特例措置を実施し、企業の雇用維持への取組みを強力に支援する。

雇用保険の特例措置及び延長給付の更なる拡充

事業所が震災の影響により休業を余儀なくされた者及び一時的な離職を余儀なくされた者に失業給付の特例措置を実施するとともに、給付日数の特例延長を実施することにより、生活の安定を図る。

解雇・雇止め等への対応

被災に伴い解雇、雇止め等のおそれがある派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者について、きめ細かな労働相談等を通じて個々の事情の把握を図りつつ、雇用の継続・確保を図る。

8 その他の雇用対策の推進

(1) 非正規労働者の多様な形態による正社員化の推進対策

依然として厳しい雇用情勢下において、在職中のパートタイム労働者や派遣労働者等の労働条件の確保、均等待遇の改善対策に努めるとともに、正規就労への支援強化を図ることが必要である。

在職中の非正規労働者の均衡待遇・正社員化の推進

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保や正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給により、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進する。

失業者の正社員就労支援

公共職業安定所に配置している求人開拓推進員を活用し、非正規求人からの転換を含めた正社員の求人確保及び未充足求人のフォローアップを積極的に行う。

労働者派遣法の改正による均等待遇の推進等

労働者派遣法等の一部を改正する法律案が成立した場合には、法制度の周知・指導に努めるとともに、派遣労働者雇用安定化特別奨励金を活用し、派遣労働者の直接雇用を促進する。また、違法派遣の是正を図り適正な事業運営を確保するため、指導監督を徹底する。

非正規労働者の労働条件の確保等

非正規労働者の労働条件の確保及び改善対策の推進のため、労働基準法等に基づく指導を徹底するとともに、労働契約法、パートタイム労働法他関係法令に関する周知、啓発指導を実施する。

(2) 職業能力開発の推進

雇用のセーフティーネットとしての職業訓練を的確に実施するためには、産業構造の変化や技術革新等に伴う人材ニーズの変化に即応し、具体的な人材ニーズを十分に踏まえた上で戦略的に行うことが重要である。

特に、正社員を希望しても正社員以外の雇用形態にとどまらざるを得なかったことにより、職業能力形成の機会に恵まれなかった者に対し、支援を行う必要がある。

職業訓練の推進による再就職支援

ア 人材ニーズを踏まえた計画的な人材育成の推進

千葉労働局、千葉県、教育訓練機関、労使団体、学識経験者、関係機関等による協議の場を設定し、公共職業訓練及び求職者支援制度における職業訓練について、千葉県と共同して、人材ニーズを踏まえた訓練計画等を取りまとめる。

イ 離職者訓練の推進

再就職に必要な知識・技能を付与するため、効果的な受講あっせんに努める。

また、訓練コースの設定に当たって必要な、人材ニーズ、訓練ニーズ等に関して、千葉県及び独立行政法人雇用・能力開発機構千葉センターに対し、積極的な情報提供を行う。

ウ 緊急人材育成支援事業の活用促進

求職者支援制度の制度化までの間、緊急人材育成支援事業を活用し、基金訓練を受講することが適当である求職者に対し、適切な受講勧奨を行い、関係機関との連携の下、再就職等に向けた支援に努める。

ジョブ・カード制度の推進

千葉労働局に地域ジョブ・カード運営本部を設置し、千葉県を始めとした運営本部の構成員や関係機関との連携の下、ジョブ・カード制度の推進を図る。

また、活用対象の拡大にあたり、対象者に対するジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施し、円滑な再就職の促進を図る。

労働者の自発的な能力開発のための助成措置の活用促進

労働者のキャリア形成の積極的展開を図るため、教育訓練休暇制度の導入や経費の負担など、従業員の自発的に行う能力開発を支援する企業に対する助成制度を周知し、活用を促進する。

(3) ワーク・ライフ・バランス対策

恒常的な長時間労働に従事する労働者を減少させるため、計画的付与制度の活用を図るなど、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりや、労使の意識改革を図る必要がある。また、多様な雇用機会の創出や、子育て・介護と就業の両立に資するテレワークの一層の普及拡大に向けた取組を進めることが必要である。

さらに、メンタルヘルスの不調の未然防止のための職場環境等の改善、休業した労働者が円滑に職場復帰するための支援等、職場における総合的なメンタルヘルス対策の推進を図ることが必要である。

育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備

改正育児・介護休業法の内容を周知徹底、雇用管理改善に向けた助言・指導、情報提供を行うとともに、改正次世代法の履行確保に向けた助言・指導等を行う。

なお、育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに対しては指導を徹底する。

年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に基づく指針の周知を図るとともに、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等に取り組む企業を支援する。

適正な労働条件下でのテレワークの推進

テレワークの導入を支援するセミナーの実施等により、適正な労働条件を確保しつつ、テレワークの普及促進を図る

良好な在宅就業環境の確保

在宅ワークの健全な発展に向けて、発注者、仲介業者及び在宅ワーカー等に対し「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知啓発を図る。

職場における総合的なメンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルス対策を促進するため、個別事業場に対する指導とともに、業界団体等の自主的活動の促進を図る。

メンタルヘルス対策支援センターにおいては、総合的な相談の実施、専門家による個別訪問支援等、予防から職場復帰のための総合的な支援を実施する。

千葉県、市町村と連携した雇用施策の実施

国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方自治体が行う無料職業紹介等の施策との一体的実施について、地方自治体の提案に積極的に協力するとともに、その実施段階においては、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えるよう、効果的な施策実施を図ることが重要である。

また、これまで展開されていた地方自治体との連携事業においても、出先機関改革に関する「アクション・プラン」の趣旨を踏まえ、より連携・協力関係を築き、効果的な実施を図ることが求められている。

1 千葉県と連携した雇用対策の推進

(1) 厳しい雇用情勢に応じた雇用対策

千葉労働局と千葉県との連携強化

千葉労働局と千葉県は、地域における雇用施策の実施にあたり、「千葉労働局・千葉県合同緊急雇用対策本部」や「千葉労働局新卒者就職応援本部」を設置し、県内の労働団体、経済団体等と連携して必要な雇用施策を推進してきた。また、県内における雇用関連の各種会議も多数開催されている。これら会議等を活用し、千葉労働局と千葉県は協働して、雇用施策の効果的な運営が図られるよう取り組む。

雇用対策連絡調整会議等の充実

千葉労働局と千葉県における雇用対策の実務者による「雇用対策連絡調整会議」を更に充実させるなど情報交換機会を拡大することにより、地域における雇用施策上の課題を共有し、迅速な対応を図る。

総合的な就業・生活支援の実施

千葉県が設置した「千葉県求職者総合支援センター」において、県が行う生活・就労相談と千葉所で行う職業相談・職業紹介等の密接な連携により、求職者の総合的な就業・生活支援を図る。

(2) 地域における雇用機会の創出（一部再掲）

基金（緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業）

地域の実情や創意工夫に基づき失業者等を雇い入れて地域における継続的な雇用機会を創出する「ふるさと雇用再生特別基金事業」、離職を余儀なくされた失業者に対して次の雇用までのつなぎの雇用機会を創出する「緊急雇用創出事業」が、効果的に実施されるよう努める。

また、介護、医療、農林水産、観光、環境・エネルギー、教育・研究等成長分野として期待される事業における雇用機会の創出及び人材の育成を推進するため、「重点分野雇用創造事業」を実施する地方自治体に対し、全国的な取組の事例紹介や、必要な助言を行うなど円滑な連携を図り、地域の実情に応じた雇用機会の創出

を推進する。

福祉・介護分野における人材確保・定着対策の強化

「千葉県福祉人材確保・定着推進協議会」を通じ、関係機関との連携・協働の具体的対策の強化を図る。

さらに、千葉県内を12地域に分け、各地域における地方自治体や関係機関等で構成する「千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会」を活用し、地域の実情に応じた事業を効果的に推進する。

農林水産業での就業支援の推進

農林業等への多様な就業希望に応えるべく、千葉県、農林水産省や関係機関等との連携の下、就業や雇用等の情報交換を行うとともに、千葉所の農林漁業就職支援コーナー等により、農林業等関連各種情報・求人情報の提供、職業相談・職業紹介、農林漁業等合同企業面接会及びガイダンスの開催等を行う。

また、農林業等就職促進支援事業の効果的実施のため、農林漁業就業支援連絡協議会を開催し、関係機関との協力体制を構築する。

成田空港における雇用量の増加対策

千葉県においては、成田空港を経済発展の飛躍拠点と位置づけ、発着枠の増大を計画している。これによる雇用創出効果は7万人を超えることが見込まれており、千葉労働局・公共職業安定所においては、千葉県や関係機関・企業等と連携し、適宜、必要な対策を講ずる。

(3) 新卒者・若年者対策

地域連携による若年者の就職支援と自立支援の推進

若年者に多様な就職支援メニューを提供する「ジョブカフェちば」の取組を、関係機関と連携して推進するとともに、併設している「ハローワークふなばしヤングコーナー」並びに「ふなばし新卒応援ハローワーク」において、求人情報の提供、職業相談・職業紹介等のサービスを提供し、効果的支援を推進する。

新卒未就職者人材育成事業の推進

千葉県が実施する緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用した「新卒未就職者人材育成事業」の実施にあたり、千葉労働局・公共職業安定所が対象となる新卒未就職者等への周知に努めるとともに、企業実習中における相談等に積極的に協力を行い、新卒未就職者等への支援の強化に努める。

ニート等の若年者の職業的自立支援の強化（再掲）

ニート等の若年者に対する地域の支援拠点である「地域若者サポートステーション」については、千葉県事業である「ちば地域若者サポートステーション事業」と一体的に実施するとともに、必要に応じて、公共職業安定所による事業内容の周知・普及、利用者に対する職業相談・職業紹介を行う等により、職業的自立支援施策の効果的な推進を図る。

(4) 子育て女性等に対する雇用対策の推進（再掲）

千葉県が実施している「千葉県求職者総合支援センター」における子育て女性等に対する支援事業とマザーズハローワークちばの連携により、再チャレンジに対する様々な不安や疑問等の解消、求人情報の提供、職業相談を効果的に実施するなど、支援を強化し、再就職を促進する。

(5) 高齢者雇用対策

臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者等の受け皿として、シルバー人材センター事業が十分に機能するよう、就業機会の開拓と会員の増大を図る。このため、千葉労働局並びに千葉県は、シルバー人材センターと地方自治体が共同して企画提案した事業を支援することにより、事業の活性化を図る。

(6) 障害者雇用対策（一部再掲）

障害者の雇用を促進するため、千葉県と連携し「雇用促進セミナー」を開催するとともに、障害者就業・生活支援センターについては、千葉県下の全ての障害保健福祉圏域（16圏域）への設置を目指す等、障害者の身近な地域における就業・生活両面にわたる一体的な支援を実施する連携拠点として機能するよう、助言・指導を行う。

公共職業安定所においては、福祉・教育から一般雇用への移行を促進するため、地域の福祉施設、特別支援学校等に対して「就労支援セミナー」を開催するとともに、連携の強化及び「チーム支援」の推進を図るほか、障害者雇用の専門的知識を有する就職支援コーディネーターを活用し、就職から職場定着までの継続的な支援を実施する。

(7) 東日本大震災の被災者等に対する雇用施策の実施（一部再掲）

被災者と仕事とのマッチング体制の構築

千葉労働局、千葉県及びその他関係機関で構成する「千葉県『日本はひとつ』しごと協議会」による、復旧事業の受注企業等の情報収集や取りまとめ、復旧事業求人の公共職業安定所への提出等を地域レベルで合意し、推進する。

避難所等での出張相談と被災者のニーズに対応した求人開拓

公共職業安定所及び千葉県求職者総合支援センター等の関係機関による避難所等におけるきめ細かな出張相談等を実施する。

(8) 職業能力開発の推進（一部再掲）

千葉労働局、千葉県、教育訓練機関、労使団体、学識経験者その他の関係機関による協議の場を設け、公共職業訓練及び求職者支援制度における職業訓練について、千葉県と共同して、人材ニーズを踏まえた訓練計画(分野、規模等)等を取りまとめる。

また、千葉県が実施する離職者等再就職訓練、デュアルシステム委託訓練等については、公共職業安定所による対象者への周知・広報を徹底し、求職者ニーズを把握したうえで、的確な訓練の受講を図るとともに、早期再就職の促進に努める。

(9) ワーク・ライフ・バランス対策

千葉県が実施するワーク・ライフ・バランスセミナー、両立支援アドバイザー派遣事業、中小企業の業種別ワーク・ライフ・バランス普及促進事業、社員いきいき！元気な会社宣言企業の紹介事業等の取組について、千葉労働局は積極的な協力を行う。

また、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、公共職業安定所の各窓口においては、事業の周知・広報の徹底に努める。

(10) 中小企業等の人材確保・育成支援

千葉県が実施する「国際的な競争力の維持充実対策」、「戦略的な企業誘致」、「産業の高度化、集積化対策」等に必要となる人材の確保・育成支援の実施にあたり、千葉労働局・公共職業安定所は積極的な連携・協力を行う。

2 労働分野における国と地方自治体との連携窓口

雇用対策連絡調整会議の開催及び千葉労働局・公共職業安定所に設置している地方自治体との連絡窓口の活用等により、地方自治体が実施する産業施策、福祉施策、教育施策等との緊密な連携を図り、地域の雇用情勢等に係る情報の共有に努めるとともに、相互の連携基盤を一層強化し、効果的な施策の実施を図る。

3 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

(1) 都道府県等連携型ふるさとハローワーク（千葉市ふるさとハローワーク）

政令指定都市である千葉市と国が、共同で就職支援を行う千葉市ふるさとハローワークにおいて、国による職業紹介・職業相談の実施と併せて、千葉市が自ら行う施策や地域の雇用情勢を踏まえたセミナー、就業準備講習、企業面接会等を行う。

(2) 市町村連携型ふるさとハローワーク（地域職業相談室）

国が市（東金市、流山市、旭市、佐倉市、浦安市、八千代市、我孫子市）との連携により設置する市町村連携型ハローワーク（地域職業相談室）において、インターネットによる各種情報や求人検索端末装置による求人情報の提供、求人の受理及び職業紹介を行う。

(3) パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施（再掲）

野田市が求職者総合支援センターの枠組みを準用し、生活及び就労に関する問題を抱え、本人の力だけでは自立することが難しい求職者に対して、寄り添い型・伴走型により、生活及び就労に関する個別かつ継続的な相談支援事業を実施するにあたり、千葉県との連携の下、事業の円滑な推進に取り組む。

また、野田所に就職支援ナビゲーターを配置し、野田市のパーソナル・サポーターと連携のうえ、支援対象者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。

4 地方自治体等の雇用関連情報の提供

公共職業安定所の雇用関連情報コーナーにおいて、地方自治体等の実施する助成金等の雇用関連情報を収集し、利用者のニーズに応じた情報提供等を行う。

5 地方自治体等と連携した積極的な広報活動

広報活動は、国民全体の労働行政に対する理解と信頼を高めるとともに、各種施策・制度の効果的な周知を行い、その施策目標を実現する観点からも重要な課題であることを踏まえ、広報媒体（パンフレット等）は、千葉労働局・公共職業安定所の庁舎のみならず、地方自治体など関係機関を通じ、広く頒布するよう努める。

雇用施策に関する数値目標

1 職業安定行政における数値目標

千葉労働局・公共職業安定所が取り組む雇用施策の主要事項について、数値目標を設定し、P D C Aサイクルによる業務管理を行い、効果的な業務運営を図る。

項目	目標値	平成 22 年度実績	備考
(1) 就職率 ・ 新規求職者数 ・ 就職者数	23.9% 253,380人 60,640人	23.4% 257,063人 60,052人	公共職業安定所による紹介就職者数の新規求職者数に対する割合
(2) 雇用保険受給者の早期再就職割合 ・ 受給資格決定者数 ・ 早期再就職者数	24.3% 80,940人 19,690人	23.8% 84,011人 19,974人	失業給付を 3 分の 2 以上残して再就職した者の割合
(3) 求人充足率 ・ 新規求人者数 ・ 充足数	22.6% 220,100人 49,780人	24.2% 200,250人 48,532人	公共職業安定所での受理求人が充足した割合

2 千葉県と連携して取り組む事業等の数値目標

千葉県が実施する事業において、下記の目標達成に向け、千葉労働局・公共職業安定所は可能な限りの連携した取組を行う。

項目	目標値	平成 22 年度実績	備考
(1) 若年者の就職支援 ・ ジョブカフェちば利用者の進路決定率	平成 22 年度を上回る率	55.1%	ジョブカフェちばの利用者の進学や訓練受講等を含む進路が決定した割合
(2) 求職者に対する総合的な生活・就職支援 ・ 求職者総合支援センター利用者数（県）	8,000人	6,312人	求職者総合支援センターは平成 21 年 7 月 30 日に設置
(3) 障害者の就職支援 ・ 障害者就業・生活支援センター設置数 ・ 特別支援学校高等部卒業生の就職者率	16カ所 30.0%	11カ所 27.7%	障害者就業・生活支援センターは平成 23 年 4 月、新規に 4 カ所開設